

田原福祉専門学校 ホームヘルパー科を廃止

田原福祉専門学校では、平成11年度から今年度まで開催していた「ホームヘルパー科2級コース」を制度改正に伴い、今年3月で廃止します。

平成25年度からは、ホームヘルパー2級に代わる資格として新たに設置される介護職員初任者研修を実施する予定です。受講生の募集など、詳しくは後日、広報たはらなどでお知らせします。

▼田原福祉専門学校
☎22局39339 FAX22局7340

新小学校1年生の 医療費受給者証の更新

4月に小学校へ入学されるお子さん(平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ)の「子ども(乳幼児)医療費受給者証」の有効期限は、3月31日(日)です。中学校卒業までの「子ども医療費受給者証」の交付を受けるには、更新申請が必要となります。



該当するお子さんの保護者の方に

申請用紙を郵送しますので、更新申請を行ってください。申請する際には、必ずお子さんの保険証のコピーを添付してください。

なお、身体障害者手帳1～3級または4級(腎臓機能障害)、4～6級(進行性筋萎縮症)、療育手帳AまたはB判定、母子家庭等医療費受給者のお子さんについては、障害者医療、母子家庭等医療への切り替えとなりますので、別途通知します。生活保護世帯、児童養護施設に入所しているお子さんについては、申請の必要はありません。

▼保険年金課
☎23局3514 FAX23局0180

ごみ収集業者の個別訪問にご注意ください

最近、「市のごみ処理施設はいっぱいだから、粗大ごみは受け入れしてもらえない。今なら自分たちが引き取って、安く処分する」などと、個別に訪問する業者がいると、市役所に問い合わせがありました。資源化センターなど市のごみ処理施設が、いっぱいになったことを理由に粗大ごみの受け入れを拒否することはありません。

また、「市役所から委託を受けて

ごみの処理をしている」と市の業務を装い、強引に不用品の回収・費用請求を行う業者がいるという問い合わせもありました。

市役所では個別に訪問して不用品の回収をし、費用請求をすることはありません。

こうした業者は、高額な費用を要求したり、費用を支払っても結局不用品を置いていったりするなど、当然と違法行為を行う場合があります。ごみ(廃棄物)の収集運搬には「一般廃棄物収集運搬の許可」などが必要で、粗大ごみを引き取る業者が訪問してきた場合には「一般廃棄物収集運搬業許可証」の提示を求めると、個別訪問には十分ご注意ください。

▼清掃管理課
☎23局3538 FAX23局0180



処分場に持ち込まれた 自転車を無料で譲ります

処分場に持ち込まれる自転車の中には、使用可能なものもあります。そこで、希望される市民の方に無料で譲りしています。



リサイクル品として、ぜひご利用ください。

▼受付日時 火～日曜日(月曜・祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～正午、午後1時～4時30分

引渡場所

- 東部資源化センター
☎27局0100
- 赤羽根環境センター
☎45局3497
- 渥美資源化センター
☎32局3322

注意事項

- 修理・清掃作業を市では行いません。
- 配送および取り置きはできません。
- 引き渡し後の故障および事故・損害など、市は責任を負いません。
- 在庫切れの場合があります。

▼清掃管理課
☎23局3538 FAX23局0180